

議案第2号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

1 訓令の改正理由

交通法規の遵守に係る規定を追加する。

2 規則の概要

- (1) 交通法規の遵守及び自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用に係る規定を追加する。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(供応接待等の禁止) 第5条 略</p> <p><u>(交通法規の遵守等)</u> <u>第5条の2 職員は、交通法規を遵守し、交通安全の確保に努めなければならない。</u> <u>2 職員は、県内で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p> <p>(履歴書の取扱い) 第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、教育総務課長はこれを保管するものとする。</p>	<p>(供応接待等の禁止) 第5条 略</p> <p>(履歴書の取扱い) 第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、教育総務課長<u>及び所属長</u>はこれを保管するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。